

第百六十九回国会 参議院 經濟産業委員会 會議録第七号

平成二十年五月八日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

四月二十四日

中谷 智司君

塚田 一郎君

四月二十五日

藤本 祐司君

若林 正俊君

五月八日

直嶋 正行君

松 あきら君

補欠選任

藤本 祐司君

若林 正俊君

補欠選任

中谷 智司君

塚田 一郎君

補欠選任

加賀谷 健君

山本 博司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山根 隆治君

鈴木 陽悦君

藤末 健三君

増子 輝彦君

加納 時男君

松村 祥史君

委員

加賀谷 健君

下田 敦子君

中谷 智司君

姫井由美子君

藤原 正司君

前田 武志君

渡辺 秀央君

塚田 一郎君

古川 俊治君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

事務局側

常任委員会専門

員

松田 岩夫君

丸川 珠代君

山本 香苗君

山本 博司君

松下 新平君

甘利 明君

中野 正志君

山田 宏君

本日の会議に付した案件

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山根隆治君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、直嶋正行君及び松あきら君が委員を辞任され、その補欠として加賀谷健君及び山本博司君が選任されました。

○委員長(山根隆治君) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

この際、鈴木陽悦君から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木陽悦君。

○鈴木陽悦君 私は、ただいま可決されました中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派並びに各派に属しない議員松下新平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対する附帯決議(案)

地域経済の活性化を図るためにも、中小企業の経営の承継の円滑化のための取組を支援することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置の適用に当たっては、遺留分権利者全員の合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑化のために用いられるように運用すること。

二 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当たっては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。

また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当たっては、本委員会での軽減割合を一〇〇%に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえ、その事業活動の継続に支障が生じること

のないよう留意すること。

三 中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う事業継続ファンドを一層促進すること。

また、親族内承継のみならず、親族外への経営の承継についても、その円滑化が図られるよう、事業承継資金融資制度等の支援策を一層拡充すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山根隆治君) ただいま鈴木陽悦君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山根隆治君) 全会一致と認めます。

よって、鈴木陽悦君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、甘利経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。甘利経済産業大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(山根隆治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山根隆治君) 異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、原油価格高騰対策に関する請願(第二〇〇一号)(第二〇〇二号)

第二〇〇一号 平成二十年四月十七日受理

原油価格高騰対策に関する請願

請願者 北海道網走市台町二ノ一三ノ一

坂地直樹 外六十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇〇二号 平成二十年四月十七日受理

原油価格高騰対策に関する請願

請願者 広島市中区上八丁堀六ノ三〇 濱

子訓志 外六十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の制定に関する請願(第二二六二号)

第二二六二号 平成二十年四月二十二日受理

放射能を海に流さないこととする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の制定に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡山田町後楽町二ノ

一二 田村剛一

紹介議員 藤原 良信君

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、平成一八年三月にアクティブ試験(使用済核燃料を用いた総合試験)操作が強行されたが、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、

せん断機の油漏れなど事故につながるのではないかと危惧される状況である。現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はなく、本格操作が開始されると大量の放射能による海洋汚染の心配が増す。

ついては、次の事項について実現を図られたい。(資料添付)

一、放射性廃液を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法(仮称)を制定すること。

二、国の施策で再処理工場に対し、放射能除去装置を設置するよう指導すること。

三、環境アセスメントを実施し、かつ岩手県沖で実施するモニタリングの結果を公表すること。